

中間財務諸表

平成23年度中間期（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）、平成24年度中間期（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受け、適正である旨の中間監査報告書を受領しております。

科 目	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)	平成24年度中間期 (平成24年9月30日現在)
現金預け金	35,315	36,262
コールローン	20,000	20,000
商品有価証券	137	104
金銭の信託	3,000	3,000
有価証券	367,145	368,299
貸出金	870,094	872,460
外国為替	3,838	4,028
その他資産	3,056	10,732
その他の資産		10,732
有形固定資産	14,474	14,533
無形固定資産	628	490
繰延税金資産	5,233	4,458
支払承諾見返	3,033	3,458
貸倒引当金	△ 8,816	△ 8,699
資産の部合計	1,317,140	1,329,129

科 目	平成23年度中間期 (平成23年9月30日現在)	平成24年度中間期 (平成24年9月30日現在)
預金	1,223,930	1,228,974
コールマネー	689	1,008
借入金	6,640	10,020
社債	8,000	8,000
その他負債	4,288	5,749
未払法人税等	281	474
リース債務	1,257	1,289
資産除去債務	117	118
その他の負債	2,632	3,866
賞与引当金	823	814
役員賞与引当金	16	16
退職給付引当金	5,003	4,648
役員退職慰労引当金	165	148
睡眠預金払戻損失引当金	203	203
偶発損失引当金	381	343
再評価に係る繰延税金負債	2,396	2,091
支払承諾	3,033	3,458
負債の部合計	1,255,572	1,265,477
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	39,490	40,049
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	37,699	38,258
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	16,699	17,258
自己株式	△ 125	△ 126
株主資本合計	57,574	58,132
その他有価証券評価差額金	1,857	3,084
土地再評価差額金	2,135	2,435
評価・換算差額等合計	3,993	5,519
純資産の部合計	61,567	63,652
負債及び純資産の部合計	1,317,140	1,329,129

科 目	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から 平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から 平成24年9月30日まで)
経常収益	11,794	11,009
資金運用収益	10,316	9,632
（うち貸出金利息）	(8,303)	(7,775)
（うち有価証券利息配当金）	(1,961)	(1,811)
役員取引等収益	939	945
その他業務収益	153	215
その他経常収益	384	216
経常費用	10,353	9,969
資金調達費用	565	485
（うち預金利息）	(442)	(346)
役員取引等費用	749	724
その他業務費用	114	—
営業経費	7,251	7,316
その他経常費用	1,673	1,443
経常利益	1,440	1,039
特別利益	4	—
特別損失	75	22
税引前中間純利益	1,369	1,016
法人税、住民税及び事業税	275	472
法人税等調整額	21	△62
法人税等合計	297	410
中間純利益	1,071	605

中間株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
資本剰余金合計		
当期首残高	8,208	8,208
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	8,208	8,208
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,791	1,791
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,791	1,791
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	21,000	21,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	21,000	21,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	15,904	16,898
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 298	△ 249
中間純利益	1,071	605
土地再評価差額金の取崩	22	3
当中間期変動額合計	795	359
当中間期末残高	16,699	17,258
利益剰余金合計		
当期首残高	38,695	39,689
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 298	△ 249
中間純利益	1,071	605
土地再評価差額金の取崩	22	3
当中間期変動額合計	795	359
当中間期末残高	39,490	40,049

	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)	平成24年度中間期 (平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)
自己株式		
当期首残高	△ 125	△ 125
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 0	△ 0
当中間期変動額合計	△ 0	△ 0
当中間期末残高	△ 125	△ 126
株主資本合計		
当期首残高	56,779	57,772
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 298	△ 249
中間純利益	1,071	605
自己株式の取得	△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩	22	3
当中間期変動額合計	794	359
当中間期末残高	57,574	58,132
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,853	3,376
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	△ 291
当中間期変動額合計	3	△ 291
当中間期末残高	1,857	3,084
土地再評価差額金		
当期首残高	2,158	2,438
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 22	△ 3
当中間期変動額合計	△ 22	△ 3
当中間期末残高	2,135	2,435
評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,011	5,814
当中間期変動額		
土地再評価差額金の取崩	△ 22	△ 3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	△ 291
当中間期変動額合計	△ 18	△ 295
当中間期末残高	3,993	5,519
純資産合計		
当期首残高	60,791	63,587
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 298	△ 249
中間純利益	1,071	605
自己株式の取得	△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	3	△ 291
当中間期変動額合計	776	64
当中間期末残高	61,567	63,652

重要な会計方針

(平成24年度中間期)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

その他：3年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方針に比べて、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ0百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り入れた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,508百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年の翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

注記事項

1 中間貸借対照表関係（平成24年9月30日現在）

(1) 関係会社の株式の総額

株式 62百万円

(2) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

30,950百万円

(3) 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額 1,517百万円

延滞債権額 38,181百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

(4) 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額 59百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(5) 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額 1,007百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(6) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額 40,766百万円

なお、上記(3)から(6)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(7) 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

13,060百万円

(8) 担保に供している資産は次のとおりであります。

為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

有価証券 54,764百万円

預け金 5百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金・敷金 187百万円

(9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高 71,680百万円

うち契約残存期間が1年以内のもの 58,829百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

(10) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、実行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

5,595百万円

(11) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額

9,714百万円

(12) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

劣後特約付借入金

4,000百万円

(13) 社債は、劣後特約付社債であります。

劣後特約付社債

8,000百万円

(14) 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

2,811百万円

2 中間損益計算書関係（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

(1) その他経常収益には、次のものを含んでおります。

償却債権取立益

121百万円

(2) 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産

296百万円

無形固定資産

150百万円

(3) その他経常費用には、次のものを含んでおります。

貸出金償却

572百万円

貸倒引当金繰入額

427百万円

債権売却損

15百万円

偶発損失引当金繰入額

56百万円

株式等償却

213百万円

3 中間株主資本等変動計算書関係（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数 (千株)	当 中 間 会 計 期 間 増 加 株 式 数 (千株)	当 中 間 会 計 期 間 減 少 株 式 数 (千株)	当 中 間 会 計 期 間 末 株 式 数 (千株)	摘 要
自己株式					
普通株式	393	0	—	393	(注)
合計	393	0	—	393	

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

4 リース取引関係（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として現金自動預け払い機等であります。

② 無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針【4 固定資産の減価償却の方法】に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内

85百万円

1年超

599百万円

合計

684百万円

5 有価証券関係

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式36百万円、関連会社株式26百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

6 1株当たり情報（平成24年4月1日～平成24年9月30日）

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益金額	6.07円
(算定上の基礎)	
中間純利益	605百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る中間純利益	605百万円
普通株式の期中平均株式数	99,620千株

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

7 重要な後発事象

(社債の発行)

当行は、平成24年9月25日開催の取締役会決議に基づき平成24年11月6日に第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）30億円を発行しました。

(1) 発行総額 3,000百万円

(2) 発行価格 各社債の金額100円につき金100円

(3) 利率 ① 平成24年11月6日の翌日から平成29年11月6日まで年1.34%

② 平成29年11月6日の翌日以降ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円LIBOR+2.46%

(4) 償還期限 平成34年11月7日

(5) 償還方法 償還期限に一括償還とする。ただし、平成29年11月6日以降に到来する利息支払期日に期限前償還することができる。また、償還期限前に買入消却することができる。

(6) 資金使途 社債償還資金

(社債の繰上償還)

当行は、平成19年11月13日に発行した第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）80億円を平成24年11月13日に期限前償還しました。